

令和3年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 令和3年3月12日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時35分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 日高芳一
委 員 上原有美江
委 員 塚本 亨
委 員 望月京子
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設担当課長	森 孝行
・学務課長	山崎 淳	・指導室長	加藤 憲司
・学校教育支援担当課長	柴田 賢司	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	尾崎 隆夫	・放課後支援課長	生井沢良範
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	南部 剛
・中央図書館長	尾形 保男		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 日高芳一 委員 上原有美江
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和3年教育委員会第3回定例会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、日高委員と上原委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は報告事項等が13件でございます。

それでは、報告事項等の1「令和3年度組織改正について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは「令和3年度組織改正について」でございます。

下の表に、「現行」と「改正後」となっております。右側の四角の囲みの中をご覧くださいければと思います。

教育情報担当課長を新設するものでございます。

改正理由でございます。かつしか教育情報化推進プランの実現に向けました教育の情報化をより一層推進するために当職を新設するものでございます。

ご報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○**塚本委員** 1点だけよろしいでしょうか。いよいよ新学習指導要領の完全実施の年を迎えたわけですので、特にICTということと絡んで、今まで指導室長が先頭に立って頑張っておられたのですが、これまで以上の負担になろうかと思っております。ぜひとも、人的な充実を図っていただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○**教育長** ほかにございますでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 新しく担当課長を設置するというのは大変ありがたいなと思っております。タブレット端末1人1台ということですから、こういう意味では、充実のためにも、ぜひそれを有効活用いただければありがたいなと思っております。

ところで、この課長の下にスタッフというのはどれぐらい付くのでしょうか。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 現在、指導室の中に、事務係、教育振興係、そして教育情報係と3係がございますけれども、その中の教育情報係を教育情報担当課長の組織として付ける予定でございます。ですので、今現在の予定では、教育情報係長が1名、そしてその下に3名の職員がいるという予定でございます。ただ、例えば教育情報を担当する指導主事に関わるなど、様々連携もしてまいりますので、その辺りは指導室全体としてもバックアップをしながらやっていきたいと思っております。

す。

○日高委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりといたします。

次に報告事項等の2「かつしか教育プラン（2019～2023）の取組について（令和3年度取組予定）」についての報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、かつしか教育プランの取組ということで、令和3年度の取組予定についてご報告をさせていただきます。

まず、表紙の1では、かつしか教育プランの位置付けについて、それから2番目では、かつしか教育プランの推進ということで、学識経験者のご意見ですとか、年2回の推進委員会で前年度の取組結果と次年度の取組予定、今回の報告でございますけれども、こちらを報告いたしまして、ご意見をいただきながら進捗を管理していくということを記載してございます。

3につきましては、別添の取組予定をご覧いただければと思います。なお、今回につきましては、新規もしくは拡大した取組の部分に下線を引かせただいてございます。既にご説明させていただいている新年度予算の内容と重複してまいるところもございまして、本日は、下線部の主なところを簡潔にご説明させていただきたいと存じます。

また、4にございますように、今年度、第2回の推進委員会でいただいたご意見、それから教育委員会事務局の考え方を添付してございますので、併せてご確認をいただければと思います。

それでは、別添の取組予定でございます。まず基本方針の1につきましては、主に学校における取組の部分でございます。2ページをお開きいただきますと、施策の1①「学力向上のための取組の充実」のところでは、タブレット端末を活用いたしました学力の定着及び情報活用能力の向上と併せまして、授業の充実に向けた取組、また小学校での学習指導補助員の活用ですとか、中学校の自学自習シートを活用した家庭学習の取組、また定期試験前の自習ウィークの実施、これらを予定しているところでございます。

次のページ、②の「体力の向上」の部分では、児童・生徒の基礎的な体力の向上ですとか、運動する意欲を喚起するために、日常的に取り組むことができる運動ですとか、授業の中で継続して取り組むことができる運動を示した、「かつしかっ子体力アッププログラム」などに取り組んでまいりたいと考えてございます。

基本方針の1については以上でございます。

続きまして、基本方針の2では、10ページをお開きいただければと思います。②の「学校施

設を活用した放課後支援の推進」では、学童保育クラブの整備といたしまして、金町小学校及び清和小学校では建設工事、川端小学校では改修工事、白鳥小学校では調査・設計委託を行ってまいります。また飯塚小学校では、後ほど報告もございますけれども、廃止が予定されてございます飯塚幼稚園の園舎を活用いたしまして校内への学童保育クラブ整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

さらに、わくわくチャレンジ広場につきましては、運営の一部委託校を1校増やし、6校で児童指導サポーターと事業者が連携して児童の見守りを行ってまいります。

基本方針の2については、以上でございます。

続きまして、基本方針の3、主に教育委員会が取り組んでまいる事業でございます。13 ページをご覧ください。②の「連続する学びの場の充実」のところでございます。こちらでは、0歳児から5歳児の発達に応じて確実に経験させたい内容と具体的な指導例を示しました「かつしかっ子就学前教育カリキュラム」ですとか、また、幼稚園・保育所・認定子ども園などでの学びや育ちを基礎といたしまして、小学校入学当初のカリキュラムを工夫し、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続いたします「かつしかっ子スタートカリキュラム」を基に、各グループの実態に応じた幼保小連携教育を推進してまいりたいと考えてございます。

次に15 ページ。施策の(2)では、自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)を小・中各1校ずつ増設に向けた準備を、また次のページの②「いじめや不登校などへの対応」では、いじめの早期発見、早期対応のための「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」の活用。また、いじめに関しましては、学校の迅速かつ適切な初期対応と問題の早期解決に向けましたスクールロイヤーの配置。さらに、登校はできるものの教室に入ることができないお子さんの学校復帰のための校内適応教室を6校から8校に増設してまいりたいと考えてございます。

また、③の「日本語指導の充実」のところでは、「にほんごステップアップ教室」の運営を見直し、委託化していきたいと考えてございます。

次に17 ページ。施策の(3)でございます。①では学校の改築の取組について。ページをおめくりくださいますと、②の「ICT環境の推進」では、ICT支援員の拡充、また、オンラインを活用した学習体制の整備を記載させていただいております。

基本方針の3については、以上でございます。

次に基本方針の4では、21 ページ、③のところ、図書館の電子書籍サービスの導入、地区図書館の祝日開館など、図書館サービスの充実。

ページをおめくりいただきまして、23 ページ、②では、葛飾柴又の文化的景観に関します助成制度ですとか、地域の文化的資源を後世に継承できるようにする地域文化財制度、こちらの制定に向けた検討。

さらに 25 ページ、①の「学びを促進する環境の整備」では、生涯学習におけます I C T活用の仕組みづくり。また次のページの②では、スポーツ施設の整備ですとか、③では利便性の高い図書館の整備といたしまして、東京かつしか赤十字母子医療センター内に併設するにいじゅく地区図書館の整備などに取り組んでいくことを記載させていただいております。

主な取組予定については、雑駁ですが以上とさせていただきます。なお、27 ページ以降、参考資料として用語解説を載せてございますので、こちらも併せてご参照いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の 2 を終わりいたします。

次に報告事項等の 3 「令和 2 年度葛飾スタンダード意識調査の実施結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、「令和 2 年度葛飾スタンダード意識調査の実施結果について」でございます。

本意識調査につきましては、平成 27 年度から今年度で 6 年目の調査になります。

調査の目的でございます。教師に対する「葛飾教師の授業スタンダード」と児童・生徒に対する「かつしかっ子学習スタイル」、この取組状況の調査を実施することにより、本事業の成果を分析し、かつしかスタンダードの取組の推進を図るものでございます。

調査の対象としましては、葛飾教師の授業スタンダードにつきましては全教員、かつしかっ子学習スタイルにつきましては全ての児童・生徒となっております。

実施期間でございますが、2 月 4 日から 2 月 10 日まで実施しました。昨年度まで、9 月、1 月と 2 回実施しておりましたけれども、定着が見られておりますので、年 1 回と変更をさせていただいております。

調査の内容でございます。葛飾教師の授業スタンダードにつきましては 4 問、かつしかっ子学習スタイルにつきましては各学年ごとに 10 問の設問でございます。

調査結果でございます。まず 3 ページをご覧ください。別紙 1 といたしまして、葛飾教師の授業スタンダード意識調査、学校別の平均でございます。小学校・保田しおさい学校でございます。まず初めに、ねらいを伝えているか、そして、児童の主体的な活動を取り入れているか、まとめをしているか、児童を誉めているか、この 4 点について聞いたわけでございます。

ぱっと見ると少しでこぼこがあるようなところも見受けられますが、一番下の各設問の回答を見ていただければと思います。4 「取り組んでいる」、3 は「だいたい取り組んでいる」、2 は「あまり取り組んでいない」ということになります。そういったところを見ていただきますと、

3を下回る学校はないということがお分かりいただけるかと思ひます。

ちなみに、少し下がっているようなところについて個別に学校に聞いた際には、まだまだしっかり取り組めていませんとのことでした。校長からすると取り組んでいるのではないかと思うのですが、少し謙遜されているような先生もいらっしゃるようで、これが低いから全くできていないということではないということでご理解いただければと思ひます。

次に、4ページでございます。中学校の教員でございます。1番から4番についての学校別の平均、そして、下に教科別の平均ということで記載をさせていただいております。

そして、5ページからは、かつしかっ子学習スタイル意識調査でございます。これにつきましては、「はい」か「いいえ」という二択でございます。小学校1年生、2年生、3年生、そして6ページには4年生、5年生、6年生、7ページには中学校ということで記載をしております。

恐れ入りますが2ページにお戻りください。今回の調査結果及び分析についてご説明をします。まず「葛飾教師の授業スタンダード」についてでございます。全ての設問において、小・中学校ともに平均値につきましては昨年度より下回ってはおりますが、大きな差ではなく、取組の定着が図られていると分析をしております。

そして、2の児童・生徒の主体的な活動に関する設問についてでございます。これも、平均値は昨年度より下回っています。非常にできていないということではないのですが、小学校では今年度から、中学校では来年度から全面実施される学習指導要領において子どもの主体的な学びが重視されていることから、この点については一層の充実が必要であると考えております。

次に「かつしかっ子学習スタイル」でございます。全体に肯定的な回答の割合が80%を超えている設問が多く、取組の成果が現れていると考えております。特に、先ほど6年目と申しましたが、小学校1年生だったお子さんは現在小学校6年生、小学校4年生のお子さんは中学校3年生になっているということでございますので、この取組は長く続けていくことでしっかり根づいていくものと考えております。

「かつしかっ子学習スタイル」につきましては、「3」の授業の始まりや終わりの挨拶については、どの学年も肯定的な回答が88%を超えております。特に中学生は98%以上と高く、定着が図られております。「4」の授業で分からないところを分かるようにしているかという設問でございますが、中学校3年生以外は70%の割合となっております。

学習指導要領で重視されている主体的な学びの定着、授業で分からないところをしっかりと主体的に分かるようにしていく必要があると思う一方で、教員が分かるようにしていないというようにも読み取れると思っております。子どもたちの課題に加え、教員の意識の改革についても課題があると考えております。

今後の取組でございます。全体を通じまして、取組の成果がしっかり現れておりますが、数値の低い設問については、先日、校園長会、副校園長会でも周知をしたところでございます。各学

校において分析をし、改善を図ってまいります。特に学校間における取組の差等につきましては、引き続き担当の指導主事等の学校訪問の機会、各種研修会を活用し、指導・助言を行ってまいります。

そして、主体的な学びについてでございますけれども、多くの学校でこの主体的な学びという観点で校内研究をしております。しっかりと支援し、指導主事等が授業視察、校内研修において充実を図ってまいりたいと思っております。

そして、研究指定校の取組についても、新しい学習指導要領を踏まえた研究を多くの学校が行っています。今年度は指定校の取組については行っておりませんが、次年度以降、そういった観点で発表する学校も多いことから、その成果をしっかりと区内全校で共有してまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 葛飾スタンダード意識調査の結果報告、どうもありがとうございました。

私も資料を見てまして、先ほどおっしゃっていた「かつしかっ子学習スタイル」「4」の授業で分からないところを分かるようにしていますかという部分が数的に低いのが気になったので、設問などを見ていると、個人的な見解というか、想像では、小学校の低学年は高いのではないかなと考えていたのですが、よく見ていくと、設問の前に「よい姿勢で授業を受けて、分からないところは先生に聞いて分かるようにしていますか」と書いてあるところで、この答え方がもしかしたら勘違いをされて答えている子どもも結構いるのかなと感じ、それが低学年でも低い数字につながっているのではないかなと感じました。

それが、指導室長がおっしゃっていたように、先生方の指導力云々になるのはちょっとかわいそうかなと気がしてしまっています。

また、学校の先生と教育というところという、分からない子どもを分かるようにするのが醍醐味だと思いますので、そのところの一層の強化をお願いしたいと思いました。質問というよりは、感想になりますけれども。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 今、委員にご指摘をいただいた点は、実は他の学校からも指摘を受けております。

例えば、小学校2年生でございますが、「よいしせいでじゅぎょうをうけ、分からないところは、先生にきいてわかるようにしていますか」ということで、これは、よい姿勢で授業を受けていますかということと、分からないことを先生に聞いているかという二つのことを聞いているのです。だから、二つのことが丸でないと丸にならないということになります。多くの小学校で大きくして掲示していますので、余り頻繁に改定することはいけないと思っておりますけれども、今、

ご指摘いただいたような点を含めて、少し切りのいいところで改定をするときにはその辺りも整理をしてみたいと考えております。

ありがとうございました。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 私も4番目の、授業の分からないところは先生や友だちに質問をし分かるようにしていますかというのが非常に気になりました。こんな言い方をしてはいけないのですけれども、先生によっては、質問していいよという雰囲気先生と、そうではない先生がいるのです。大分減っているとは思いますが。

質問することは恥ずかしいことではないのだということ子どもたちに言ってほしいのです。質問するということはいいことなのだ、分からないことを分からないと言うのはいいことなのだ。

分からないことを恥ずかしいと思う子どもが結構いるのです。それは恥ずかしくないのだということ言ってあげてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 お話のとおりだと私も思います。大事なことは、分からないことを分からないままにしないということがとても大切です。

今後、もしかしたら先生、また友だち、そして1人1台のタブレット端末に分からないところも出てくるかもしれません。大切なのは、子どもたちの視点でいうと分からないことを分からないままにしないということです。

それから、大切なことは、教員にとっては、各学年で、例えば中学校1年生で、分からないところは分かるようにしているかというのが75%ということは、逆に25%、4分1の生徒は分かるようにしていないということです。そういったことをしっかりと理解して、その子にとって分かるようになるということ、何が障害になっているのか、そういったことをしっかりと見ていただくためにこの調査をしているところもあります。

学校では当然、誰がどのような回答をしているかということも分析をしております。そういったところもぜひ役立てていただいて、きのう、校園長会等でも話をしたのですけれども、ただとっているだけではなくて、この質問をすること自体が、例えば学習用具の準備をしていますかと子どもに質問をする前に、そういった指導を先生がまずしているのかということがあります。その跳ね返りでもあります。特に小学校の低学年時期は教師の指導がしっかりとされているかの評価であるとも捉えられますので、この辺りについては、引き続き学校に対してもしっかりと指導をしてみたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 今、各委員がおっしゃっていただき、また指導室長のお答えに尽きると思うのです。この取組は、教える側、教師の側からすれば、子どもたちを見るのが鏡になって来ます。引き続き、大切なことですから、コロナの終息がいつになるか分かりませんが、スキルアップを図る意味でも、研究指定校の発表会というのが近々再開できるとかなりブラッシュアップできて、教員にとってプラスになるかなと思います。これはアイデアですけれども、経年的な蓄積したデータにもなるのでしょうけれども、先ほどおっしゃたように、少し勘案できるところは分かりやすい設問にしてあげていただければと思います。

以上です。お答えは結構です。

○教育長 ほかにいかがですか。

望月委員。

○望月委員 私も、分からないところは友だちや先生に相談していますかという設問を見て、子どもによってはなかなか自分の意見を人の前で発表したり言ったりすることができない子もいるのです。先生はそういう子どもを、ふだんの子もたちの様子を見ながら、見落とさないで、見てあげてほしいというのが私の思いです。ぜひお願いしたいと思います。

○教育長 ご要望ということでよろしいでしょうか。

○望月委員 はい。

○教育長 日高委員、お願いします。

○日高委員 指導室長からる説明がありましたから本当に分かることですがけれども、よい姿勢で授業を受けて、しかも分からないところがあったら先生に聞いていますかなんていう質問は、分からないことがあったら大変なことなのです。これは学校、担任の役割です。要するに児童理解から始めて、しっかりやってもらわなければ困ると思います。こういうことを話題にさせていただくことが逆に学校にいい影響を与えるのではないかと思いますので、校長会等でも、こういう選択肢を作ったことにも一つ課題がありますけれども、評価として非常に低くなっているということについては、当たり前のことを教師がやっていないのじゃないかともとられることですから、この辺りを話題にさせていただいて、今後、解決策を講じていただきたいと思います。

○教育長 指導室長。

○指導室長 この学習スタイル、また教師のスタンダードでございますけれども、毎年、しっかり取り組んでいく。必要なのは、異動で新しい先生がまた4月に来ます。毎年毎年やっていかなくはないけないということで、それぞれの学校、校長に対しては、年度当初にまずはしっかり徹底を図るということでございます。

そして来年度、7年目を迎えるわけですがけれども、このスタンダードまたは学習スタイルで学

んだ子どもたちが育っていくと、先生たちは本当に授業がやりやすくなると思います。そういったところのまだ途中と思っておりますが、気を緩めることなく、新年度からもしっかり指導していきたいと思います。

○日高委員 よろしくをお願いします。

○教育長 ほかにほろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりといたします。

次に報告事項等の4「令和2年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「令和2年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」ご報告をさせていただきます。

まず趣旨でございます。幼児・児童・生徒の自己肯定感を高める取組として、かつしかっ子宣言の五つの項目に当てはまる優れた行為・活動をした、幼児・児童・生徒個人を表彰するものがございます。今年度につきましては、小学校7人、中学校13人の計20人を表彰することといたしました。

特に今年、顕著なところとしましては、例えば2ページでございます。4番の青戸小学校の表彰内容、「コロナ禍でも」ということで、マスク越しであるが目を合わせて挨拶をするということ、なかなか表情が見えにくいところではありますけれども、しっかり取り組んでいただいたり、8番、水元中学校の取組です。地域の活動がなかなかやりにくかった今年度でございますけれども、地域ボランティアの活動を自主的に企画し、年5回行ったと。また積極的に生徒の参加を募るということで、非常に主体的な取組であると学校も評価され、推薦をいただいています。

また、その下の上平井中学校の表彰内容でございます。地域防災ボランティア部の部長として、部員をまとめ、部の活動の一つとして「地域防災ボランティア新聞（コロナ版）」を作成したということで、こういった今年度ならではのものがございます。

そして、3ページ、14番でございます。これは亀有中学校のお子さんでございます。表彰内容としては、行事・部活動の大会が次々と中止になる中、Z o o m等を活用し生徒会活動を継続ということで、今年度ならではの工夫を子どもたち自身が考え、実行したということが特徴的だったと考えております。

最後、5ページをご覧ください。表彰式でございます。大変残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。表彰状等につきましては、各学校を通じて贈呈してまいります。

ご報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

青柳委員。

○青柳委員 かつしかっ子賞の表彰についてなのですが、表彰式が行われないことは大変残念だと思っております。

今年、表彰者が小学校7名、中学校13名ということで、昨年度は小学校11名、中学校17名で、結構大幅に少なかったのですが、要因があれば教えてください。

○教育長 指導室長。

○指導室長 昨年度を見てみますと、運動部の大会なども行われていたかと思っています。それが軒並み難しかったというところも一つ要因としてはあるのかなと思っております。

ただ、生徒会でも同様の内容もありました。そういったところなのかなと分析はしております。

○青柳委員 ありがとうございます。分かりました。

○教育長 ほかに。

塚本委員。

○塚本委員 今、青柳委員がお尋ねいただいたのと一緒なのですが、質問ではないのですが、この1年を振り返りますと、子どもたちからすれば、入学式、卒業式、一緒に誰か云々という機会が少なくなった環境でした。しかし、コロナ禍という中でもいろいろな工夫しながら、そういった部分を活用して、なおかつICT化を活用できるような前向きに子どもたちが育っていくという。恐らく、現場の先生方の指導、あるいは保護者の方のご理解もあったかと思えます。いい思い出となって、表彰式はできないのが残念なのですが、いい意味での自己肯定感で、きっと立派な人間に育ってくれる子どもたちかなという感想を持ちましたので申し上げました。

以上です。

○教育長 上原委員。

○上原委員 この子たち、今回の場合は顔を合わせないわけですね。でも、できたら、オンラインでもいいし、Zoomでもいいから、この子たち全員が顔合わせ、お互いがお互いの顔を見るというのはやはり必要だと思うのです。学校の中ではこの子がそうだったのかもしれないけれども、葛飾の中で同じようにこういうふうに表彰されたのだよという子たちが一斉にZoomで懇談会をやるなど、表彰式ではなくてもいいと思うのです。それは春休みになってもいいし、学校の授業のときにやらなくてもいいと思うのです。そういう形で何らかの顔合わせをしてあげたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 先ほど表彰式の中止のお話もしましたが、事務局といたしましても、特に来年度以降は1人1台端末を持っておりますので、例えば委員ご指摘のようなZoomであったりとか、様々なことができます。ただ中止するだけではなく、例えば表彰についてのコメントであるとか、教育委員会としての思いなども直接届けることもできるかなと、いろいろな可能性は感じているところでございます。

今いただいたご意見で、今年度からというところも含めて、考えさせていただければと思っております。1人1台タブレット端末ということがあるので、様々可能性があると思っておりますので、そういったものについてはしっかり検討していきたいと考えております。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** ここで言っている自己肯定感というのは、やはりみんなでこういうことをやったのだというのを自分で発言をして、発言をすることによって自己肯定感が高まるのです。だから、何かしらの形でやるということをやむを得ずともお願いしたい。よろしくをお願いします。

○**教育長** ご要望としてお伺いして、検討はしていくということで。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に報告事項等の5「学校支援総合対策事業の進捗状況について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、報告事項5「学校支援総合対策事業の進捗状況について」ご報告いたします。

令和2年度の取組についてご報告するものでございます。まず、学校支援総合対策事業といたしまして、特別支援教育の推進、不登校対策、日本語指導の充実を推進いたしまして、児童・生徒が学校生活に適應できるように指導や支援の充実を図っております。

まず1番「発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実」でございます。

(1)の「特別支援教室の全校実施」でございますが、小学校における入室者の状況でございます。令和3年1月末時点で961人となっております。昨年度同時期における人数が952人ということで、9人の増となっております。次に中学校における入室者は同時点で222人となります。昨年度の同月の時点での比較でございますが、217人ございましたので5人の増加となっているところでございます。

次に(2)「自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の設置」でございます。こちらは、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置で、まず高砂小学校には令和2年度から設置してございます。現在、5人が在籍してございまして、令和3年度も5人の在籍が見込まれてございます。

また、高砂中学校でございますが、令和元年度から設置してございまして、現在、6人が在籍してございます。令和3年度は10人の在籍の見込みでございます。

次に2番目「不登校対策プロジェクト」でございます。(1)「校内適応教室の設置」といたしまして、不登校傾向にある児童・生徒への登校のきっかけづくりや、登校はできるものの教室へ入れないお子さんを支援する校内適応教室を、本年度は、これまでの設置校、小学校1校、中学校3校に加えまして、中学校2校に設置しました。こちらは上平井中と奥戸中でございます。

令和3年1月末時点で、小学生5人、中学生51人が校内適応教室を利用しています。不登校の状況の改善につなげていきたいと考えております。

(2)「適応指導教室(ふれあいスクール明石)の運営」でございます。次のページをおめくりください。総合教育センターで適応指導教室(ふれあいスクール明石)を運営しています。こちらにつきましては、令和2年度はコロナ感染症拡大防止のために、通室経験のある児童・生徒は6月1日から、新規通室については6月22日から段階的に教育活動を再開しています。

適応指導教室の通室者数につきましては、令和3年1月末時点で、小学生が15人、中学生78人、合計93人です。昨年度の同時点に比べますと、小学生が6名の増、中学生は36名の減少となっております。

次に3番「日本語指導の充実」でございます。(1)「にほんごステップアップ教室の運営」といたしまして、来日直後の学校生活で使う日本語や生活指導の初期指導ということで、にほんごステップアップ教室を平成30年度から実施をしています。今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、前年度から通室を継続していた児童・生徒は6月8日から、新規の児童・生徒さんは6月22日から段階的に教育活動を再開しています。

令和3年1月末の通室者数は、小学生39人、中学生23人、合計62人となっております。同時点において、こちらに通っている実数でございますが、小学生が13人、中学生6人の合計19人となっております。

次に(2)「日本語学級の運営」でございます。こちらは、本年度から初期指導後の児童・生徒を対象とした日本語学級を、これまでの日本語学級設置校、松上小学校、中之台小学校、新小岩中学校に加えまして、新たに亀有中学校にも設置しています。1月末時点で、松上小学校に51人、中之台小学校に27人、新小岩中学校60人、亀有中学校31人が指導を受けている状況でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** 3番目の「日本語指導の充実」なのですけれども、私は、その辺は不勉強だと思ったのですけれども、あるとき、外国人の方を支援するグループの方たちと会ってお話をさせていただいたとき、葛飾区は23区で一番だと言われたのです。まだまだステップアップがなかなかできていないけれども、23区の中では一番充実していて、一番頑張っているところです。すごくうらやましい限りですと言われたのです。私は、それを聞いて非常にうれしく思いました。

今回の、新型コロナウイルス感染症がありましたときに、東京都外国人新型コロナ生活相談センター、TOCOSというのができて、そこで相談員をされる方たちがいたのですけれども、その相談員の中で、言い方は悪いけれども、一番使える相談員、一番いい相談員は、外国籍であつ

て日本で教育を受けた子たちだと。その子たちは、スラングみたいな言葉も、きちんとした言葉も分かるし、日本に対する愛着も非常にあるのだそうです。だから私は、これは葛飾としては本当に投資だと思うのです。私は、教育は未来に対する投資だと思うのです。この子たちが本当にしっかり育っていったならば、葛飾区のためにも、日本のためにも非常に役に立つ子たちになっていくのではないかと思います。ですから、本当に頑張ってやっていただきたい。

ただ、1点だけ。これはその子どもたちの声なのだけれども、新小岩あたりだと通えないと言うのですね。ですので、逆に言うと、アウトリーチではないけれども、来てもらえないかという話も聞いています。今度、委託になるので、そういった場合のことも逆に考えられるかなと思ったのです。いかがでしょうか。

○**教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** ステップアップ教室の令和3年度の委託の状況につきましては、まだご報告させていただいていないのですが、そのつもりで予算措置を考えております。

先ほどの23区で一番ということで、本当にありがとうございます。まず、先人が平成30年から初期指導を始めさせていただきました。4カ月間で基本的な生活習慣に関わる必要な言葉、学校生活に必要な言葉を習得していただいて、その後、その知識を持って日本語教室に2年間、これは東京都の教育課程の中の2年間と決まっていますが、初めに4カ月間、しっかり基礎を固めていると先の2年間がかなり充実していると言います。それはやはり他区と違うということで、このようにしたことは大正解だったかなと考えております。

加えて、今度、日本語教育の質の向上ということを法律も含めて言われてございますので、それを今後、さらに向上するために努力をしてまいりたいと考えております。

また、新小岩地域のお話、非常にお話を聞いており、取り上げさせていただいております。今回、さらに質の向上をした暁には、今後の拡大の展開を、日本語教室を再度開き直すタイミングで、インバウンドを含めた入国の方も増えると思いますので、それに対してはきめ細かい対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** これも聞いた話で申し訳ないのですけれども、日本語が全然話せない子を連れて外国から日本に来たときに、そこの総務部とか人事部ではあるところに電話をするのです。そこに電話をして、日本語を全然話せないけれども、学校教育で一番いい教育をしてくれている地域はどこですかと聞いているのです、実を言うと。そうすると、そこのそばに引っ越しさせますと言っているのだそうです。それが葛飾かどうかは私も分からないけれども、逆に言うとこれからそういう人も入ってくる、そういう教育をよくやってくれている場所に行こうとしているという現実があるようです。本当に23区で一番だと言っていました。うらやましいとほかの区から言

われたくらいですから。ですから、ぜひともしっかりやっていただきたいと思います。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかにご質問、ございませんでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 今、東京都の中でも葛飾がいいといううれしい話です。ぜひ、それを誇りに、今後とも進めていただければありがたいなと思います。

ただ、1点だけ。学校支援総合対策事業ですが、この事業というのは学校を支援しています。つまり、原籍校という学校が置き去りになったら困ります。この連携が非常に重要なのです。そうでないと、不登校の子どもたちであっても、あるいは発達障害を持つ子どもであっても、あるいは、この中にもあるように日本語の指導を要するような子どもたちであっても、原籍校というところに戻っていく子が大変多い。そのときの学校現場の意識が任せっきりになっていないのかということ、これが非常に心配なのです。

相乗的な効果をおさめるには、どうしても学校との連携が必要だと思いますから、保護者やその子どもたちに対応するものは非常によくても、現場とそれが抜けていたとすると大変問題であります。ぜひ、学校との連携ということをお願いしたいと思います。これは意外と抜けてしまうのです。ですから、その辺り、ぜひ力を尽くしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○**教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** 日高委員のご指摘、本当に重要なポイントかと思っております。まず学校の不登校対策にしても、発達障害の問題も、こちらの日本語の問題も、学校の通常の教育をしっかりと進めるためのサポートの部分と考えています。

ですので、私たちの事業が主になることはまず少ないと考えています。そのところを学校と綿密に打合せをしながら、しっかりやっていきたいと思います。その辺の意識は、センターの中でも共有をしてみたいと考えております。

○**日高委員** よろしくお願ひします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わります。

次に報告事項等の6「スクールロイヤーの導入について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、報告事項の6「スクールロイヤーの導入について」でございます。

まず1「目的」でございます。いじめや学校事故への対応等の諸課題について、迅速かつ適切な初期対応と、問題の早期解決を図るため、令和3年度から教育委員会にスクールロイヤー、弁

護士を1名配置いたしまして、教育委員会及び学校における訪問相談体制を整備するものでございます。

2の「委託期間」は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間を予定してございます。

3の「配置場所」でございますが、葛飾区立総合教育センター内に配置いたします。

4、弁護士の「執務日」でございますが、原則週1日といたしまして、そのほか月に1日の校長会等への研修の講師だとか、その辺の部分をお願いしてございます。

そのほか、5の「業務内容」でございます。区立学校で発生した問題の法務相談、教育センターで発生した問題の法務相談、教育委員会で発生した問題の法務相談、いじめや個人情報保護等の法律的な観点からの研修などとしてございます。

6の「相談方法」でございますが、総合教育センターの適応指導支援係及び指導主事を窓口といたしまして、弁護士に法務相談を取り次いで整理をしております。

7の「相談及び支援の流れ」でございますが、おめくりいただきまして次のページをご覧ください。別紙でございます。

スクールロイヤー相談及び支援の流れでございます。まず学校で事案が発生いたします。この場合、教育委員会事務局の中の所管課に連絡・状況報告を行うとともに、法律関係の判断が必要な場合は、総合教育センターのスクールロイヤー担当に直接ご連絡いただく、または、事務局内の所管課からの情報共有と連絡ということで受けてまいります。その後、委託内容の確認と相談日程等の調整をいたしまして、相談日を決めてまいります。

こちらは校長会等にもお話をしてございますが、スクールロイヤーが対応できることとできないことをこちらに明記してございます。

学校（管理職）への助言及び文書内容の確認ができます。

学校に訪問しての相談・助言ができます。

学校の対応に関する事実確認及び調査もできます。

同一案件についての複数回の相談も可としてございます。

また、スクールロイヤーが対応できないことといたしまして、学校の代理人になること、また直接の保護者対応などは不可とします。

教職員の個人的な相談業務も受けられません。

保護者側の弁護人となることもできません。

勤務日以外の対応を不可としてございます。

このような形で、令和3年度、1名の弁護士をお願いする形で、スクールロイヤーとして法務相談体制を確立してまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 大きな一歩、前進が見られたなというのが、まず第一点でございます。今までの過去の事例を見ますと、管理職である校長や副校長まで上がらない状態で、クラス担任が自己完結的という事例もあったように思いますので、そういった意味では、これは区民の方にアピールする必要はないのでしょうけれども、管理職の方に周知徹底して、なおかつ現場の教員に安心した学校運営ができるようなツールとして活用していただきたいと思います。

以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

青柳委員。

○青柳委員 基本的なことの質問になってしまうかも知れないのですが、このスクールロイヤーが学校の代理人になれないというのは、何故なのでしょう。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 今回の私どもが導入を目指しました弁護士、スクールロイヤーはあくまでも相談業務としての役割としてございます。学校の代理人として例えば相手方と対峙するという形になりますと、客観的なスタンスでアドバイスがし切れないうろと。あくまでも学校側を弁護するという立場になってしまいますので、その立場の部分により俯瞰的に見ていただくという必要があって、直接の代理人業務には入っていただかないという形で仕分をしてございます。

○青柳委員 どうもありがとうございました。

○教育長 よろしいですか。

○青柳委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 今いろいろな意見が出されましたけれども、私はこのスクールロイヤーを導入したということは一歩前進だだと思います。このことによって校長たちは経営がやりやすくなるのではないかと。安心感が生まれると思います。相談できる相手もいるし、法的に根拠を明確にされていく、こういうことでありますからね。

今まで、振り返って見ますと、初期対応が悪いがために、長期化してなかなか解決しない。問題が非常にこじれてしまった。過去にこういう事例というのは結構あるのです。本区でもそんなってありました。あれは初期対応のミスなのです。それがいつまでも後手後手になっている。こういうものを反省するためにも、スクールロイヤーを導入されるというのは非常によかったなと思います。

併せて、関係諸機関との連携。つまり、スクールロイヤーとの連携もそうですけれども、必要

に応じて警察当局と直接ということもあるのです。これは、中学校の場合は大変多いのです。これは何も悪いことではありません。安全を確保するためにはそうした対処の仕方もあるということは、当然のことなのです。

ですから、そういう意味でも諸機関の連携、そしてスクールロイヤーとどう連携するかというのは、現場にとっては大変大事だと思います。ぜひ有効に活用いただけるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○**教育長** 答弁ありますか。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** ありがとうございます。

この導入を起案する前に、まず校長会に、法律の専門家に相談したいと思った事例、経験がございませうかということで問い合わせをいたしました。そうしましたら、中学校の校長先生は9割を超える方、小学校の校長先生の7割を超える方が前にあったということがございましたので、それに対する後ろ支えというか、背中を押すというか、そういう部分では、より積極的に学校の対応、しっかりやっていただけることを期待しての導入でございます。よろしくお願ひいたします。

○**日高委員** よろしくお願ひします。

○**教育長** ほかにございませうか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の6を終わりいたします。

次に報告事項等の7「令和5年以降の成人式の対象年齢について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、私から「令和5年以降の成人式の対象年齢について」ご報告させていただきます。

まず1の「経緯」でございます。民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されます。令和4年4月1日時点で、18歳以上20歳未満の方は、その日に成年に達することになり、平成16年4月2日生まれ以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。

民法改正後の成年年齢を成人式の対象年齢とした場合、法改正施行後の初となる令和5年の成人式では、対象者が18歳、19歳、20歳の方となります。また、成人式の実施時期や内容に関しましては、法律の定めがなく、本区では1月の成人の日に20歳の方を対象に実施してきたところでございます。

2の「国による調査報告書」でございます。令和2年3月に国から成人式の時期や在り方等に

関する報告書が公表されました。その中で、国は祝日法において成人の日は「おとなになったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝いほめます」日と定めており、「おとな」の年齢につきましては、民法の成年年齢とは必ずしも一致するものではないという見解を示しております。

(1) の内閣府の世論調査において全国の16歳から22歳の男女を対象に、また(2)の公益財団法人日本財団の意識調査において全国の17歳から19歳の男女を対象にそれぞれ意見聴取をした結果、これまで同様に20歳を対象に成人式を実施するのがよいとの意見が7割以上の多数でございました。

3の「本区のアンケート調査結果」でございます。次ページをご覧ください。

(1)の「対象」でございますが、青少年委員、区立小中学校等PTA会長、ジュニアリーダークラブ員、合計で137名、回答率は73.3%となっております。

(3)の「アンケート結果」でございます。調査内容の欄をご覧ください。成人式の対象年齢について、①「20歳がよい」、こちらは現行どおりとなっております。また②の「19歳がよい」、③「18歳がよい」をお伺いした結果、合計欄を見ていただくと、①の「20歳がよい(現行どおり)」を望んでいる方が、106名、77.4%となっております。2位としましては③の「18歳がよい」、こちらが27人の方、19.7%の方が希望しているという結果でございました。

①の「20歳がよい」と思う理由、こちらは複数回答可で調査した結果、「進路決定時期と重複せず参加しやすいから」、また「飲酒や喫煙が認められる年齢だから」というところが7割を超える方々がよいと思った理由に挙げているところでございます。

また、③の「18歳がよい」と思う理由としましては、「民法改正の18歳が成人にふさわしいから」という声が多数を占めているという状況でございました。

4の「令和5年以降の本区における対応について」でございます。人生の節目となる成人式において、明日を担う成人としての自覚を促し、祝い、励ますために1人でも多くの対象者が式典に参加できることが望ましいと考えております。国において実施した世論調査や本区のアンケート調査結果などを総合的に判断し、以下の理由によりこれまで同様20歳を対象に、「はたちのつどい」として成人式を実施するものでございます。

(1) 多くの方が20歳での成人式を望んでいること。(2) 18歳を対象とした場合、進路を決める時期と重なり、進学や就職の準備を控えている方に負担がかかると考えられているため。

(3) 民法改正後も飲酒や喫煙などの年齢制限がこれまで同様20歳であるためでございます。

また、5の「区民への周知について」でございます。区のホームページ及び「広報かつしか(4月5日号)」にて周知していく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わりいたします。

次に報告事項等の8「『令和2年度親子の手紙コンクール』の実施結果について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○**地域教育課長** それでは、「『令和2年度親子の手紙コンクール』の実施結果について」ご報告させていただきます。

1の「事業概要」でございます。テレビやゲーム、インターネットを休んで家族で一緒にしたこと、家族でやって楽しかったことを親子がそれぞれ手紙にして伝え合うことで、各家庭が「ノーテレビ・ノーゲームデー」に取り組む契機をつくるため、区内在住または在学の小・中学生と、その保護者を対象に作品を募集したところでございます。

2の「応募数」でございます。令和2年度につきましては、合計で1,304件の応募がございました。令和元年度の1,974件から比べますと670件の減となっております。こちらの内訳ですけれども、小学校が大幅に減少してございます。減少した理由を小学校に確認したところ、今年度は夏休みが新型コロナウイルス感染症の関係で大幅に短縮されたということもありまして、学校としては、いつも宿題にしていた学校が宿題にできなかったという事情があったとお伺いしております。

また、次年度についても引き続きこちらの事業を実施してまいりますので、数多くの方に応募いただけるように、しっかりとPRしてまいります。

3の「審査結果」でございます。第一次審査、第二次審査を経て、計6作品、教育長賞1組、優秀賞5組を決定したものでございます。各受賞者は記載のとおりでございます。

また、今年度、小学校の応募が少なかったということを説明いたしましたが、小学校合計で593応募のうち8割となる474件が中青戸小学校でございました。そのような状況の結果、小学校から選出されているのが中青戸小学校のみとなっております。そういったことも含めて、ご理解いただければと思います。

次の4の「入賞作品」でございます。別添に親子の手紙コンクールの入賞作品集を添付してございます。こちらをご覧くださいければと思います。

また、5の「表彰式」でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回は中止とさせていただいております。入賞者の賞状等につきましては、学校を通じて贈呈させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

上原委員。

○**上原委員** これは本当にいい取組だと思います。親にしてみると子どもから手紙をもらえるの

は非常にうれしいですね。今、こういう時代になってから、だんだん手紙をもらうということがなくなってきているのです。逆に言うと、こういう一つのことを、宿題であったとしても、それで親と子がお互いに文章を書き合って、別に優秀賞にならなくてもなんでもいいのです。ただ、それを書いた親子は、きっとお母さんはそれをずっと大切に持っているだろうと思います。ただ、残念なのは、お父さんがいないということ。親子のやり取りで、お父さんがいないのです。それが少し残念だなと思いました。

そういう意味で、今回は中青戸小学校だけだったかもしれない、一番に取り組んだかもしれないけれども、葛飾区の小学校、中学校の方たちにぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 今、委員ご指摘のとおり、お父さんの作品が今回は載っていないところですが、応募の中では何件か当然ございました。私も何件か見てございます。

この取組、実際に今、手書きの手紙でやり取りを子どもと親とやっているところでございますが、ぜひこういう形で続けていきたいと考えています。また来年も実施いたしますので、学校にも改めてPRをしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**教育長** ほかにご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わりいたします。

次に報告事項等の9「葛飾区立飯塚小学校における学童保育クラブの整備について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○**放課後支援課長** それでは私から「葛飾区立飯塚小学校における学童保育クラブの整備について」ご説明をさせていただきます。

資料をご覧いただければと思います。初めに1の「内容」でございます。現在、放課後等を子どもたちが安全・安心に過ごすことができるように各小学校内へ学童保育クラブの整備を進めてございます。このたび、飯塚小学校に併設してございます飯塚幼稚園が令和3年4月1日で廃止となることから、その園舎を改修いたしまして学童保育クラブに転用するものでございます。

2の「開設時期」でございます。1年後の令和4年4月1日を予定しておりまして、3の「改修スケジュール」のとおり、設計及び工事契約、そして改修工事を記載のスケジュールで行ってまいります。

整備箇所につきましては、資料下段の配置図の「幼稚園」と記載されている箇所となります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の9を終わりいたします。

次に報告事項等の10「葛飾区指定無形文化財保持者の認定の解除等について」の報告をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、私から「葛飾区指定無形文化財保持者の認定の解除等について」報告いたします。

葛飾区文化財保護条例第13条第2項で準用いたします同条例第5条第4項の規定によりまして、葛飾区指定無形文化財保持者の認定を解除するものでございます。

無形文化財は技術を文化財として認めるものでございまして、当該技術を保持する人間全てが死亡した場合、技術そのものが失われたこととなるために、当該無形文化財も解除されるということでございます。

本件の指定無形文化財は2番にございますように「白銀」というものでございまして、保持者は西水元一丁目にお住まいでございました宮島宏氏でございます。

本件のついでに指定日は資料に記載のとおり、解除日はご本人が死亡された令和2年8月25日でございます。

今後の手続でございますけれども、条例第13条第2項で準用いたします第5条第4項の規定に基づきまして、教育委員会として告示をするものでございます。

第一線で活躍されてございましたご本人でございますけれども、残念ながらお弟子さんなどがいないということで、後継者がなくなったということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の10を終わりいたします。

次に報告事項等の11「令和2年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは「令和2年度葛飾区体育功労者及び社会体育優良団体の表彰について」ご報告いたします。

まず「概要」でございます。葛飾区におけるスポーツの健全な普及及び発展に顕著な貢献をしたものを区長が表彰するものでございます。

2の「推薦団体」でございます。葛飾区教育委員会、一般社団法人葛飾区体育協会、葛飾区スポーツ推進委員協議会から推薦されるものとなっております。今回は、一般社団法人葛飾区体育協会からの推薦のみでございまして、教育委員会、スポーツ推進委員協議会からの推薦はござ

いませんでした。

3の「推薦基準」でございます。区内におきまして、スポーツ・レクリエーション活動の指導及び組織化に寄与するとともに、地域、職場及び体育協会においてスポーツ振興に尽力し功績顕著な者としてございます。

4の「選考委員会」でございます。こちらを令和3年2月8日月曜日に開催したところでございます。

5の「表彰対象」でございます。体育功労者といたしまして14人。裏面に「令和2年度葛飾区体育功労者一覧」となっております。こちらに記載がございます14人が本年度の体育功労者でございます。なお、社会体育優良団体につきましては、今年度、推薦がなかったため、なしとなっております。

ご報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の11を終わりといたします。

次に報告事項等の12「にいじゅく地区図書館の賃貸借契約について」の報告をお願いします。
中央図書館長。

○**中央図書館長** 「にいじゅく地区図書館の賃貸借契約について」ご報告いたします。

「契約日」は3年の4月1日で協議を進めてまいりました。

2番「賃料」でございますが、33万2,500円で、区の財産価格審議会から答申を受けた金額の50%の金額で話が進んだところでございます。なお、図書館は4月1日に契約をいたしますが、6月にオープンをいたしますので、4月分と5月分につきましては、月額3万3,200円、答申金額の5%の金額でお願いするということで進めてございます。

3の「契約期間」でございます。4月1日から10年間で進めてまいります。この期間が過ぎますときには、賃料及び契約について協議をして更新ができるということで進めてまいります。

また、4番の「支払方法」は、葛飾赤十字産院の納付期限までに指定する方法でお支払いをしていきたいというところで、現在、合意ができましたのでご報告いたします。

以上です。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の12を終わりといたします。

最後に報告事項等の13「区政代表・一般質問要旨（令和3年第1回区議会定例会）」についての報告をお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、2月25日、26日に行われました令和3年第1回定例会の区政代表質問・一般質問の要旨につきましてご報告を申し上げます。

教育関連の質問は、代表質問が2名、一般質問が8名でございました。教育長答弁を中心にご報告をいたしたいと思っております。

まず代表質問でございます。公明党の黒柳議員、共産党の三小田議員からご質問がございました。

公明党の黒柳議員でございます。1ページ目でございます。デジタル区役所の構築及び「スマートシティかつしか」についてということの中で、教育分野のデジタル化を今後どのように進めていくのかというご質問がございました。

このご質問に対しまして、教育長答弁でございます。今年度、児童・生徒に1人1台のタブレット端末貸与を完了する予定であり、来年度から日常的な学びの道具として活用していく。学校と保護者の連絡手段のデジタル化について、来年度、保護者連絡用アプリケーションを導入し、学校と保護者間の連絡に活用する。

学習者用デジタル教科書について、来年度、国の実証事業に本区の29校が参加し、効果を検証する。また、ICTの活用を進めるため、保護者に対し丁寧な説明と相談支援を行うことなどによりデジタル化の推進に取り組んでいくとお答えを申し上げます。

13ページ目でございます。共産党の三小田議員から学校プールについてのご質問でございます。葛飾区の基本計画でございますけれども、基本計画素案に水泳指導の在り方を盛り込もうとしているが、学校プールの廃止方針を隠しているのは区民無視の姿勢であるため、削除すべきと思うかどうかというご質問がございました。

これに対する答弁でございます。「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」は、学校プールの廃止を目的とするものではなく、子どもたちの教育にとって大切な取組である水泳指導をより計画的に確実にすることなどを目指して策定したものである。基本計画素案には、子どもの教育にとって大切なこととして示しているものなので、削除する考えはないというご説明を申し上げます。

この水泳指導の実施方法に関する方針につきましては、3ページ目から12ページ目までの質問がございました。質問のご紹介をいたします。教員の負担軽減が必要なら、各学校に専門指導員やプール管理の人員を配置すべき。また、都の財政調整交付金の算定にはプール改築費用が措置されているので、作らないのは税金の使い方の趣旨に反する。それから、改築校に屋内温水プールを設置する検討をし、財調算定をシンプルにするよう都に要求すべし。当面、学校プールに屋根を設置すべき。移動時間がかかれば、子どもたちが犠牲になり事故につながる。夏季休業中の水泳指導や記録会ができなくなる。鎌倉公園プールを廃止し、代替として東柴又学校小プールの開放を行ったのに、プールを廃止する方針は区民を欺くことになる。利用料の高い民間プー

ルを使うことになり、スポーツ格差を作る。区立温水プールの利用者が利用できなくなる、等々のご質問がございました。

これにつきましては、基本的な考え方として、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」にのっとりやっていく。そちらのほうでデメリットとして挙げられていることにつきましては、適切に対応していくというような趣旨でご答弁を私から申し上げました。

各ご質問への答弁につきましては、資料をご参照いただければ幸いです。

続きまして、一般質問でございます。14 ページでございます。自民党の池田議員からのご質問でございます。文化財の小菅御殿の石灯籠は一般の方に見えないので移設すべきというご質問で、次長答弁として、所有者である東京拘置所と協議するとお話を差し上げました。

16 ページ目でございます。共産党の中江議員からのご質問でございます。まず一つ目が、学校用務員の委託化を中止すべきということでございます。

こちらは次長答弁として、年度途中の欠員発生が起こり、年間を通じて人材を確保することが困難な状況にあるため、試行導入をするもので、中止はしないと申し上げました。

また、学童保育クラブは学校内に固執せず、施設整備をすべきというご質問がございました。

こちらは担当部長から、今後も学校施設を活用した整備に取り組むというご回答を差し上げました。

また、プールに関しまして、水元小学校のプール廃止を白紙撤回し、学校にプールを設置することを明言すべき。また、全ての学校プールに屋根や遮光ネットを設置すべき。加温式のプールの設置を進めるべきというご質問がございました。

こちらも次長で答弁をさせていただきました。今後の水泳指導の実施方針の内容について、水元小学校は、学校や地域の改築懇談会でご理解をいただいた上で、当初ゾーニング案にあった学校プールを設置しないこととしました。この方針に基づいて、水元小学校の水泳指導を実施していきます。

また、各校の状況に合わせた熱中症予防策を行っているところなので、現時点で屋根やネットを全校に設置する考えはございません。加温装置については、既存配管の改修、大型機器の設置などの課題があり、今のところ考えてございませんとお答えをいたしました。

続きまして、23 ページでございます。区民連のかわごえ議員からのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症についてというご質問の中で、新型コロナウイルス感染症対策のための配慮や工夫の事例の共有についてのご質問がございました。

教育長答弁として、各校テレビ会議室による集会や出張授業、映像による異学年交流など工夫しているので、校園長会や教育研究会を通じた情報提供を充実し、共有を図るとお答えしております。

また、各校の研究の現状と今後の研究の在り方についてのご質問がございました。

こちらでも教育長の答弁でございます。新学習指導要領の円滑な実施には、教員の授業力向上が大切である。今年度、新型コロナウイルス感染症の影響で研究発表は中止したが、校内での研究は全校実施している。この取組を全校で共有するとともに、来年度の研究発表はオンライン活用も検討し、研究成果を還元できるよう工夫するとご回答を申し上げます。

そのほか、新型コロナウイルス関係の質問では、今年度修学旅行の代替策と来年度実施についてのご質問がございました。

代替策は、移動を伴わず校内でできる取組を工夫しているところである。来年度は、実施時期、形態を十分検討し、慎重に判断するよう学校に指導・助言をすとお答えをしております。こちらは、担当部長答弁でございます。

また、活動の再開についてでございます。これは部活動の再開についてでございますけれども、緊急事態宣言が解除されることが再開の基準。解除後は段階的な実施などを指導・助言すると答えました。

続きまして、25 ページでございます。かわごえ議員から文化政策についてのご質問がございました。

全て次長答弁でお答えさせていただいております。まず、文化的資源の調査とリスト化についてというご質問がございましたけれども、文化財保護推進委員と協力して、地域情報を共有する取組みを進める、リスト化やマップ化は関係部署と検討すとお答えをいたしました。

また、地域文化財制度の整備についてのご質問がございました。

本区においても、文化財の指定には至っていない地域の文化的資源を調査し、保存・活用する地域文化財制度を検討すとお答えを申し上げます。

また、地域の歴史的資源を系統立てて保存・活用する必要があるのではないかというご質問につきましては、系統立てることによって文化的資源相互の関係性が分かりやすくなるので、検討を行っていくとお答えをいたしました。

続きまして、31 ページでございます。共生社会の実現についてという項目の中で、スクールソーシャルワーカーについてのご質問がございました。

教育長答弁としてお答えをいたしました。スクールソーシャルワーカーの拡充についてのご質問がございまして、課題のある児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを構築する福祉の専門家がスクールソーシャルワーカーである。重要な役割を担っている。来年度は1名増員した6人体制とし、課題解決の充実を図るとお答えを申し上げます。

また、区長部局との連携による切れ目ない支援体制整備をすべきだというご質問につきましては、子ども総合センターや児童相談所、福祉事務所など関連機関と協議しながら支援をしているところで、今後もより一層の連携体制の充実を図っていくとご回答を申し上げます。

そのほか、共生社会につきましては、次長、担当部長でお答えをいたしました。

障害者スポーツの案内窓口やサイトについてのご質問がございまして、こちらにつきましては、先行自治体を参考に検討して、情報提供の充実に努めると回答いたしました。

また、ICT導入における合理的配慮の指針を示し、学校現場で共有すべきというご質問に対しましては、個々の児童・生徒に対し個別最適な学習環境の提供が重要であり、一律な方針を示すのは難しいところですが、支援用のアプリケーションの選定・導入を進めています。このアプリを使いこなすことによって実効性のある合理的配慮が実現できるので、教育的ニーズに合わせたICT活用を学校現場と共有しながら進めていきたいと回答いたしました。

また、外国語を母国語とする世帯への情報発信につきましては、現在はコミュニケーションを図る方法として通訳派遣や翻訳機の活用をしている。にほんごステップアップ教室などの案内を複数言語により区ホームページにアップしていることを申し上げて、多言語化については検討を進めていきたいと申し上げました。

35 ページでございます。颯新かつしかの小林議員から、まずプールについてのご質問がございました。質問内容は、本区と同じ対応をしているところは23区でほかにあるか。中学校の扱いについて、直近改築が予定されている常盤中学校はどうするのか。改築を進めるに当たっては明確な基準を作るべきだ。これは中学に関するご質問です。それから、プールのある学校では教員が指導するのか。それから、保護者に意向調査をすべき。将来的にプールの絶対数が不足すると区営プールの温水への改修や新設が必要になるが、どうかというご質問でございました。

中学校の扱いでございますけれども、常盤中学校につきましては、改築基本構想に向けた検討の中で、水泳指導の方向性について検討する。また、中学については学級担任制でないこと、水泳指導の2単位時間連続には調整が必要であることから、改築時の各校の状況を踏まえて対応していくことにしているというご回答をしました。

また、将来的にプールの絶対数が不足する問題についてでございますけれども、当面、十分受入れが可能だが、将来的な温水プールの必要性は運用を進める中で判断していくとお答えを申し上げました。

それ以外の個別の質問につきましては、資料をご覧いただければ幸いです。

それから、42 ページでございます。つた議員からのご質問です。新型コロナウイルスへの対応ということでございます。タブレット端末を活用し、オンライン学習の環境整備を進めるべきというご質問には、双方向にコミュニケーションを図る学習支援アプリケーションを活用していきます。オンライン学習に関し教員の負担軽減に配慮すべきという点については、研修計画に配慮したり、ICT支援員を活用といったような回答を申し上げました。

続きまして、44 ページでございます。むらまつ議員のご質問でございます。GIGAスクール構想を踏まえた今後の学校教育についてのご質問でございました。教育長答弁でございます。

ご質問は、1人1台タブレット端末の整備により、子どもたちの学びはどう変わるのかという

ご質問です。

学習活動の中で主体的な活用を促していくことにより、子どもたちの主体的、対話的で深い学びが推進される。また、教員が子どもたちの個々の学習状況や理解度を容易に把握できるようになり、きめ細かな指導につなげることができる。このような利点を生かして、新しい時代に備えるべき資質や能力の育成、学力向上、情報活用能力の育成を図りたいとご答弁をしています。

また、48 ページでございます。特別支援教育におけるICTの活用についてご質問がございました。

教育長答弁でございます。タブレット端末導入は特別支援教育を行う上で大きな役割を果たすこととなる。特別支援教育におけるICTの活用事例について、研修等を通じて共有し、一人一人の特性に合った特別支援教育を実現していくことが大事であると考えているとご回答を申し上げます。

そのほか、今後の学校教育につきまして、ICT支援員の人材確保、質の向上への取組についてのご質問がございました。

部長答弁として、確実に人材を確保できるよう委託契約による支援員を配置する。支援員への研修や、リーダーとなる支援員と学校訪問することなどを仕様書に定めて進めていきたいといった形でのご答弁を申し上げます。

また、同じくむらまつ議員で、学校施設のバリアフリー化についてのご質問がございました。53 ページでございます。

教育長答弁でお答えを申し上げます。バリアフリー化に対する教育委員会の考えというご質問でしたが、バリアフリー化は全ての子どもが支障なく学校生活を送ることができるようにするため、重要な取組であると考えている。また、避難所機能としても一層のバリアフリー化が求められている。構造等の課題もあるが、そういう工夫をして進めていく。ユニバーサルデザインに配慮した学校整備を行っているところなので、学校改築も着実に進めていくといったようなご答弁をいただいています。

そのほか、バリアフリー化につきまして、次長のほうで答弁をしております。文部科学省の整備目標を踏まえた今後の対応についてご質問がございましたので、車いすトイレの整備は全校整備に向けて着実に取組を進めていく。スロープ設置などの段差解消についても学校として行っていく。エレベーター設置については検討を進めていくとご答弁を差し上げました。

また、車いす使用者トイレに多目的シートの設置をというご質問には、設置スペースの確保を図りながら整備を進めていきたいとご回答を差し上げました。

続きまして、55 ページでございます。自民党の伊藤議員からのご質問でございます。健康づくり支援についてということでございます。その中で、障害のある方がスポーツに参加するに当たって、知ってもらい、安心してチャレンジしてもらおう取組が必要というご質問がございました。

こちらにつきまして、教育長答弁でお答えを申し上げます。本区では、障害者スポーツの推進を計画事業に位置付けて取り組んでいるところである。また、障害のある方が定期的に参加できる事業として、水泳・トランポリン教室や、ボッチャ、フロアホッケーの開放を実施している。これらの事業については、「スポーツかつしか」や区ホームページで周知しているところでございます。また、障害のある方が安心して教室に参加できるように、障害者スポーツ指導員の養成講座を開催するとともに、活動の場を設け、人材育成に取り組んでいるところでございます。今後も障害のある方がスポーツに安心してチャレンジできる取組に力を入れていくとお答えを申し上げます。

そのほかに、伊藤議員からは、地域スポーツクラブへの支援というご質問と、全国スペシャルトランポリン交流大会の実現に向けた支援というご質問がございました。こちらは次長答弁として申し上げます。地域スポーツクラブの実情の一層の把握に努め、必要とされる支援を行ってまいります。それから、障害者のトランポリン教室を行っており、励みとなるように全国交流大会の実現に向けても支援を行うというふうにお答えを申し上げます。

最後、59 ページでございます。区民連のうてな議員からのご質問でございます。体力面における幼保小の連携についてのご質問がございました。

担当部長答弁として申し上げます。今年度、「かつしかっ子就学前改善カリキュラム」を取りまとめ、令和3年度から活用を予定している。この活用が「かつしかっ子体力アッププログラム」にもつながると考えているとご答弁を差し上げました。

以上が第1回定例会の一般質問・代表質問の要旨でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の13を終わります。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、そのほか何かご意見・ご質問等はございますか。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして令和3年教育委員会第3回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時35分